

不妊治療を あんしんサポート



一般不妊治療費助成制度のご案内

不妊に悩む夫婦は10組に1組とも言われています。不妊治療は長期にわたり、治療費が高額になることもあります。市では、一般不妊治療を受けられているご夫婦への支援のため、10月から治療費の一部を助成する制度を始めました。

制度の概要

対象者	①夫婦の両方またはどちらかが市内に住所を有し、不妊治療を行っている戸籍上の夫婦
	②医療保険に加入していること
	③夫婦合算の年間所得額が730万円未満であること
対象治療など	平成19年7月以降に受けた不妊検査、一般不妊治療(性タイミング療法・ホルモン療法・手術療法・人工授精など)、投薬代
対象医療機関	産婦人科や泌尿器科を掲げる医療機関
助成金額	1年度あたり自己負担額の2分の1以内(5万円を限度)
助成期間	助成開始月から2年間(ただし、やむを得ない事情により治療を中断した期間を除く)

申請手続き

申請書類	【申請書類】 ①一般不妊治療費助成事業申請書 ②一般不妊治療費助成事業受診等証明書 ※保健センター、市内対象医療機関にあります。また、保健センターのホームページ(http://www.city.gamagori.aichi.jp/hoken_center/)からもダウンロードできます。
	【必要書類】 (1)戸籍上の夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本) (2)夫婦それぞれの前年の所得(前年の所得が確定するまでの間の申請については前々年の所得)を証明する書類(「所得金額」と「所得控除の内訳」が記載された証明書) (3)夫婦それぞれの住所を確認できる書類(住民票) (4)不妊治療に係る領収書 ※(1)~(3)については、市で確認が可能な場合は申請者の同意を得て省略することができます。
	【持ち物】 印鑑、健康保険証
申請期間	7月から翌年2月までの診療分について、平成20年3月末日までに申請してください。
申請先	健康推進課(保健センター)

★愛知県の特定不妊治療費助成制度について

指定医療機関で受けた特定不妊治療(体外受精および顕微授精)には県の助成制度があります。詳しくは豊川保健所蒲郡支所(☎69♦3156)へお問い合わせください。

★お気軽にご相談ください

保健センターでは、不妊や治療についてのご相談に応じています。ひとりで悩まずにご相談ください。正しい情報を得た上で、自分に合った治療法を選択し、安心して治療を受けましょう。